

祝 市制施行50周年

第三十四回 朝霞市民まつり

さい か さい

彩夏祭

ASAKA SAIKASAI 2017

出展ブース募集要項



平成29年3月
朝霞市民まつり実行委員会

1 開催概要

(1) 朝霞市民まつり開催概要

- 名称 第34回朝霞市民まつり「彩夏祭」
- 開催日程 平成29年8月4日（金）～平成29年8月6日（日）

(2) 出展ブース概要

- 出展日時 平成29年8月5日（土）正午～午後9時
平成29年8月6日（日）正午～午後7時
 - ※1 荒天等により彩夏祭自体が中止となった場合は営業不可
 - ※2 土曜日に実施される打ち上げ花火が荒天等により日曜日に順延の場合は、日曜日の出展時間を午後9時までとする。
- 出展場所 朝霞会場内 朝霞市立総合体育館駐車場（予定）
- 募集枠数 最大15枠（予定）
- 出展料 200,000円（1枠）
- 申込期間 平成29年3月13日（月）～平成29年5月26日（金）必着

2 出展資格

(1) 出展対象

出展の対象は、以下のいずれかに該当するものとする。

- ①企業（団体）のPR
- ②製品、特産品等の展示及び販売（出展する企業等が製作又は販売しているもの）
- ③その他、朝霞市民まつり実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が認めるもの

(2) 出展条件

出展を希望するものは、以下に掲げるすべての条件に従うことができるものとする。

- ①実行委員会の指定する期日までに出展料を支払うこと
- ②出展者説明会に出席すること
- ③賠償責任保険やPL保険等に参加し、出展により事故やトラブル等が発生した場合の来場者及び実行委員会等に対する補償に十分に備えること
- ④その他、実行委員会の指示に従うこと

(3) 出展不可事由

以下のいずれかに該当する場合は、出展することができない。

- ①風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に掲げるもの
- ②公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- ③政治活動、宗教活動に係るもの
- ④人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- ⑤暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する団体及び構成員によるもの。また、その関係業者を利用したり、役員、使用人等が関係者であるもの
- ⑥上記に掲げるもののほか、実行委員会が不適切と認めるもの

3 出展ブース内容

(1) 資器材等

出展にあたっては、1ブースにつき以下のものを実行委員会が用意する。

	内容	数量	仕様
1	テント	1張	W3, 600mm×D2, 700mm
2	テーブル	1台	W1, 800mm×D600mm
3	パイプ椅子	2脚	折りたたみ式
4	蛍光灯	1灯	LED灯
5	表示プレート	1枚	H300mm×W900mm ※テント上部に設置予定
6	電源	1口	15A程度

(2) 電源

①照明等の電気は、実行委員会が一括して供給する。

②1ブースにつき、15A程度の電源を実行委員会が用意する。

③通電時間は以下のとおりとする。

平成29年8月5日(土) 午前10時～午後10時

6日(日) 午前10時～午後8時

※土曜日に実施される打ち上げ花火が荒天等により日曜日に順延の場合、日曜日の通電時間を午後10時までとする。

④停電等、いかなる場合においても営業補償は行わない。

⑤発電機及び発動機の持ち込み、設置及び使用は認めない。

4 出展申込

(1) 申込方法

出展を希望する者は、第34回朝霞市民まつり「彩夏祭」出展ブース申込書及び出展ブース誓約書に必要事項を記入し、代表者の顔写真入り身分証明書(免許証やパスポート等)の写しを添えて、申込期間内に、**実行委員会事務局に持参又は郵送すること。その他の方法による申込みは、一切受け付けない。**

出展ブースへの申込みは、「出展ブース申込書」「出展ブース誓約書」「代表者の顔写真入り身分証明書の写し」の3点の提出がなされた場合のみ成立する。

なお、原則として提出された書類等の返却はしない。

申込先

朝霞市民まつり実行委員会事務局(朝霞市役所地域づくり支援課内)

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1

申込期間

平成29年3月13日(月)～平成29年5月26日(金) **必着**

(2) 出展の可否

出展の可否については、実行委員会では審査の上、決定する。出展の可否決定後、申込者に実行委員会から「第34回朝霞市民まつり「彩夏祭」出展ブース出展決定通知書」を送付する。

5 出展者説明会

実行委員会は、審査の結果、出展ができるとした者に対し、出展者説明会を以下の日時に実施する。説明会会場等の詳細については、出展が決定した者に、出展決定通知書において通知する。この説明会では、出展に係る説明や質疑応答のほか、出展ブース位置を決定する。

なお、出展者説明会に参加できない場合は、原則として出展を許可しない。

□出展者説明会日時（予定）
平成29年6月9日（金）午後2時00分～
※日時は変更になる場合があります。

6 出展料

(1) 出展料

出展料は、1ブースにつき200,000円とする。

出展が決定した者に対し、出展決定通知書と併せて、出展ブース出展料請求書を送付するので、平成29年6月16日（金）までに支払うこと。なお、支払いについては実行委員会の口座に振込むものとする。

【振込口座】

埼玉りそな銀行 朝霞支店（普）3938054
朝霞市民まつり実行委員会 実行委員長 松井 弘
(アサカシミンマツリジツコウイインカイ ジツコウイインチヨウ マツイ ヒロシ)

振り込みの際は、以下の点に留意すること。

- ①申込書に記載した企業名（団体名）で振り込むこと。
- ②振込手数料は、申込者が負担すること。
- ③支払期限までに出展料の振込みが確認できない場合、原則として出展を許可しない。

(2) 出展料の減免

申込者が以下のいずれかに該当する場合、出展料を30,000円に減額する。

- ①国又は地方公共団体
- ②公益財団法人又は公益社団法人
- ③その他、実行委員会が特に認めるもの

(3) 営業補償

- ①既納の出展料は、申込者都合で出展を取消す場合、返金しない。
- ②既納の出展料は、実行委員会の責めに帰さない事由（荒天等）により市民まつりが開催の途中で中止となった場合でも返金しないものとする。ただし、開催日以前に市民まつりの開催が中止となった場合は、原状回復等の必要経費を差し引いた額を返金する。
- ③会場レイアウトの変更や天候不良による来場者の減少など、いかなる理由であっても実行委員会は、営業に関する補償を一切行わない。また、営業物品等の買取りなども一切行わない。
- ④本募集要項に反する行為や実行委員会の指示に従わない場合、出展は即時中止とし、出展料は返金しない。また、出展に関する損害も補償しない。

7 出展許可

(1) 出展許可

実行委員会は、出展が決定した者が出展者説明会に出席し、出展料が期限内に振込まれていることを確認した後、出展許可書を交付する。

なお、出展許可書を交付された出展者は、この許可書を、出展当日、ブース内に備え、求めに応じ提示しなければならない。

(2) 許可の取消し

出展の許可を受けた後であっても、出展者及びその関係者が「2 出展資格」の(3)出展不可事由のいずれかに該当することが明らかになった場合及び実行委員会の指示に従わない場合は、出展許可を取消す。出展許可の取消しによって生じた損害等について、実行委員会はその責めを負わないものとする。

なお、出展不可事由の⑤に該当することが明らかとなった場合には、埼玉県暴力団排除条例（平成23年条例第39号）及び朝霞市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）に従い、必要な措置を講じる。

8 安全対策等

出展（準備や撤去時を含む。）に際しては、実行委員会の指示に従い、以下の事項に関して万全の体制をとること。

なお、出展者が実行委員会の指示に従わない場合、実行委員会は出展を即時中止させるとともに、次回以降の出展を拒否することができる。

(1) 安全

- ①出展者は、来場者の安全を最優先に考え、刃物、調理器具、火気、熱源等を厳重に管理すること。特に、火器を使用する場合は、消火器等の消火用具を備え、事故の防止に努めること。
- ②プロパンガス等を使用する出展者は、機器の点検、使用方法等の安全確認を十分に行い、火災や爆発等の重大な事故の発生の防止に努めるとともに、来場者の安全の確保を最優先にすること。また、燃料の補給や交換にあたっては、引火物のないことを十分に確認したうえで、燃料は火気から十分に分離し保管すること。
- ③発電機及び発動機の持ち込み、設置及び使用は認めない。
- ④その他、消防や警察等の指導に従うこと。

(2) 衛生

- ①食品等を扱う出展者は、食品衛生法及び関連法令の法規定、衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うとともに、出展者各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないよう十分注意すること。また、衛生管理等については出展者の責任において対応すること。
- ②保健所の指導により、取り扱い食品や作業内容に制限等あるため、出展者において必ず事前に朝霞保健所に問い合わせること。

(3) 環境対策

- ①会場内の美化に注意し、特に、ブース内及び周囲の清掃について責任をもって行うこと。
- ②出展に伴う事業ごみ及び販売した食品、容器、箸などのごみは出展者各自で持ち帰り、法令等に従い適切に処分すること。事業ごみ等の不法な廃棄は厳禁とする。

9 各種申請

実行委員会は、出展を許可した者に対して、出展に際し各関係機関に申請が必要な以下の書類の提出を求めるものとする。各関係機関へは実行委員会で取りまとめて提出するため、実行委員会の指示に従い、書類を提出すること。申請書様式や提出方法等の詳細については、出展を許可したものに対して改めて通知する。この各種申請の提出等に不備があった場合、出展許可を取消す場合がある。

なお、この申請以外で国や地方公共団体への届出や許可が必要となる場合は、事前に申込者で申請等を行うこと。

- (1) 暴力団排除に関する誓約書（朝霞警察署）
提出対象：すべての出展者
- (2) 露店等の開設届出書及び消火器位置を含むブース内略図（朝霞消防署）
提出対象：火器を使用するすべての出展者
- (3) 臨時出展の概要及び腸内細菌検査（検便）結果の写し（朝霞保健所）
提出対象：（臨時出展の概要）すべての出展者
（腸内細菌検査結果の写し）食品を扱うすべての出展者

10 駐車場

駐車場は、1ブースにつき1台分用意する。駐車場を利用する出展者に対しては、実行委員会から駐車券を交付する。駐車場で発生した事故・盗難等のトラブルについて、実行委員会は一切の責任を負わない。

なお、実行委員会が用意する駐車場は、市民まつり開催時、交通規制が実施されるエリアのため、交通規制時間中の車両の出し入れはできない。条件に見合わない場合は、出展者各自の負担で駐車場を用意すること。

11 その他

- ① 出展者は、出展物の盗難のほか、火災、損傷（会場内設備やテント等）、食中毒などの損害賠償等について責任をもって対処すること。
- ② 出展者の行為により事故等が発生した場合、実行委員会は一切の責任を負わない。
- ③ 実行委員会は、荒天のほか特別な事情がある場合、市民まつりの中止や時間短縮をすることができ、その際の出展等に係る損害について、一切の責任を負わない。
- ④ 本募集要項において、補足の必要が生じた場合、彩夏祭公式ホームページに適宜掲載する。

12 問合せ先

○朝霞市民まつり実行委員会事務局（朝霞市役所地域づくり支援課内）

【電話】048-463-2645

【E-mail】info@saikasai.com

問合せ受付時間：土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

※申込みは、窓口への持参又は郵送のみ受け付けます。